

総務教育常任委員会資料

(平成29年2月23日)

〔件名〕

- ・鳥取県県有施設中長期保全計画について 【営繕課】・・・1
- ・平成28年度「鳥取県サポーターズ企業交流会」の開催について
【関西本部】・・・2
- ・第3回鳥取県・関西経済連合会懇談会の概要について
【関西本部】・・・3
- ・懲戒免職処分等を取り消す判決への対応について【人事企画課】・・・5
- ・第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
【人事企画課】・・・7

総 務 部



鳥取県県有施設中長期保全計画について

平成 29 年 2 月 23 日
営 繕 課

主要な県有施設の長寿命化と中長期的な改修経費の削減を目的として、今後の改修方針や最適な改修時期等を示す「県有施設中長期保全計画」を策定しましたので概要を報告します。

1 目的等

(1) 目的

知事部局が所管する主要な施設について、今後必要となる改修の時期と所要経費を分析し、計画的かつ適切に維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的な改修経費を削減する。

(2) 対象施設

知事部局主要施設（県庁／総合事務所／とりぎん文化会館／倉吉未来中心／米子コンベンションセンター／夢みなとタワー／とっとり花回廊等）計 68 施設 約 42 万㎡

2 課題

- 従来通り、不具合が生じてから修繕する「事後保全」を主として維持管理した場合、今後 25 年間で計約 1,018 億円、年間平均約 41 億円 程度の更新・改修経費が必要となる。
- また、同時期に整備された施設が多く、今後、更新・改修時期を一斉に迎えるため、特定の年度に多額の予算が必要となる。

3 計画の内容

- 県有施設の現状
- 県有施設の改修・更新に係る経費の見込み及び課題
- 計画方針（事後保全から予防保全への変更）
 - 安全性の確保
 - 建物の長寿命化
 - 大規模施設の改修時期の分散化及び改修費の縮減
 - 省エネルギー化による運用費の縮減
- 実施計画及び計画推進上の課題

4 経緯

平成 28 年 3 月 鳥取県公共施設等総合管理計画策定（財源確保推進課）

平成 29 年 2 月 鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局主要施設）策定（営繕課）

5 計画の効果予想

本計画に基づき施設の改修を行った場合、従前の修繕方法で施設を維持管理した場合と比べ、

- ・ 25 年間で累計 約 320 億円 (1,018 億円 → 698 億円)
- ・ 年間平均 約 13 億円 (41 億円 → 28 億円) の改修経費の削減が見込まれる。

6 今後の方針（計画の運用）

- ・ 本計画を施設改修の基礎資料として活用する。
- ・ 5 年毎に効果検証し、現地調査に基づき見直しする。

平成28年度「鳥取県サポーターズ企業交流会」の開催について

平成29年2月23日
関西本部

関西から本県に進出している企業の本社・親会社、関西で活躍する本県ゆかりの経済人等と、知事、市町村長、県内関係団体が一堂に会し、関西経済界と本県相互の信頼関係を維持・強化し、経済交流の拡大を推進するための交流会を以下のとおり開催しました。（今回で10回目）

- 1 日時 平成29年2月7日（火）午後4時～7時
- 2 場所 リーガロイヤルホテル（大阪市北区中之島5丁目3-68）
- 3 出席者 145名（スタッフ職員を除く）

関西からの進出企業（36社、51名）、関西経済団体（2団体、3名）、関西旅行事業者（4団体、6名）、就職支援等協定を締結する大学（7大学、9名）、県ゆかりの経済人（28団体、30名：うち県政顧問・県政アドバイザースタッフ各1名）、県内産業支援機関・大学（8団体、23名）、県内市町村長等（14市町、17名）、県議会議員・県職員（6名）

4 概要

(1) 第1部 セミナー

ア 講演①：大阪市商店会総連盟 ^{せんだ ただし} 千田 忠司 理事長

- ・目先の利益や集客にとらわれずお客様の信用・信頼を得るため、地域の歴史・文化などの資源に着目し、地域の魅力を集約し、地域の関係者と連携しての発信
【まちづくり（安全・安心なまち）、人づくり（地域ぐるみでのファンの育成・受入れ）、ものづくり、情報発信（SNSの活用、多言語ガイドブック、体験企画）など】
- ・訪日外国人の増加に向けた地方との連携
- ・外国人留学生との交流及び就労支援による、企業向けの優秀な人材確保の推進

イ 講演②：とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 ^{まつい たろう} 松井 太郎 戦略マネージャー

- ・求めるプロフェッショナル人材、拠点の概略、企業向け支援メニューの説明
- ・取組事例説明と実績報告…成約11件（うち都市部大企業と地域企業との人事交流1件）
- ・企業側の課題・求職者側の課題の説明

ウ 鳥取県内関係機関による取組紹介、企業支援及び連携に向けてのPR

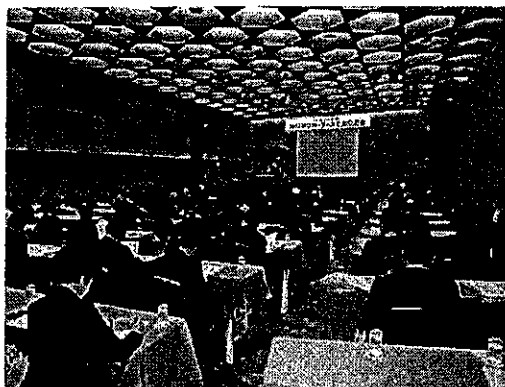
- ・県産業技術センター、県産業振興機構、鳥取大学、公立鳥取環境大学、県商工労働部

(2) 第2部 懇親会（鳥取県の食材を使用したメニューを提供）

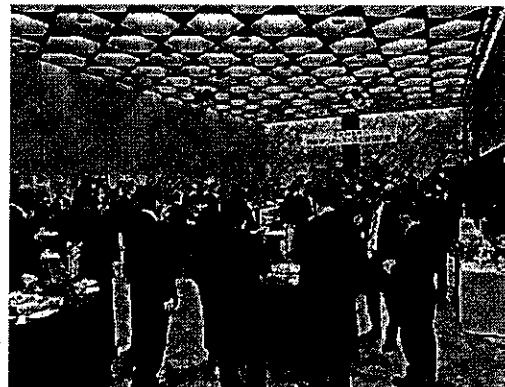
- ・知事あいさつ、懇談・意見交換

(3) 相談・情報発信コーナー

- ・鳥取県への技術人材・学卒人材の確保のための相談ブースの設置、県の観光・ふるさと納税等に係る情報発信・PR



(セミナーでの講演)



(懇親会)

第3回鳥取県・関西経済連合会懇談会の概要について

平成29年2月23日
関西本部

関西経済界と鳥取県、本県経済界、鳥取県産業振興機構との連携・交流をより一層図るため、次のとおり第3回鳥取県・関西経済連合会懇談会を開催しました。

1 日時及び出席者

(1) 日 時：平成29年2月18日（土）午前9時30分～11時

(2) 場 所：ダイキンアレス青谷（鳥取市青谷町井出572-5）

(3) 出席者：（公社）関西経済連合会（関経連）、県内経済団体、（公財）鳥取県産業振興機構、鳥取県【主な出席者】

関経連：井上副会長（ダイキン工業（株）代表取締役会長）、松村専務理事、出野常務理事・事務局長、鳥取サポーターズチームメンバー（※）

県内経済団体：藤縄会長（鳥取県商工会議所連合会）、井木会長（鳥取県商工会連合会）、米原代表幹事（鳥取県経済同友会（東部地区））、松村代表幹事（同（西部地区））

（公財）鳥取県産業振興機構：中山代表理事理事長

鳥取県：知事、元気づくり総本部長、商工労働部長、関西本部長、スポーツ振興監

※関経連鳥取サポーターチーム

関経連では、関西各地域との連携を一層強化するという目的で、各副会長をトップとする各府県サポーターチームが結成されている。鳥取県にも、平成21年度に井上副会長をトップとする「鳥取サポーターチーム」が結成され、互いに連携した取組を行っている。

2 会議の概要

(1) 関西経済連合会の活動状況の報告

(2) 鳥取県の概要説明「関西とともに輝く未来へ」

(3) 鳥取県と関西経済連合会の連携事業の状況

(4) 意見交換

【主なテーマ】

- 鳥取県の企業と関西経済連合会会員企業（関経連企業）とのビジネスマッチング（企業同士を紹介し、受発注や商談などに結び付ける仲介行為）の実施、拡大について
- 鳥取県の人材育成、職業能力開発大学の一部機能移転などについて
- インバウンド（外国人旅行者の誘客）促進と広域観光ルートでの連携について

【県内経済団体等からの主な意見】

○関経連企業と鳥取県企業のビジネスマッチング拡大のため関経連の協力を願いたい。

【協力して検討するための具体的提案】

- ・関経連企業を分野別に区分、製品構成などを把握してターゲット企業を選定
 - ・県内企業のニーズ、シーズ、技術レベル等を勘案してのきめ細かな調整
 - ・生産現場を理解してもらうための県内企業への招聘や訪問の機会の創設
 - ・県内で開発された新製品の関西への販路拡大
- 鳥取県が職業能力開発総合大学校と連携して進める職業訓練プログラム開発や高度技能・技術人材育成の取組について関経連企業に協力願いたい。（セミナー講師派遣、人材育成現場への見学受入、研修派遣社員受入）
- 鳥取県への広域観光誘客促進（外国人を含む）のため、山陰海岸ジオパーク、中海圏域による取組、大山1300年祭などを活用して取り組みたい。そのためにも交通インフラ整備や鉄道フリーパス利用圏拡大などで関経連に協力願いたい。

3 合意事項と今後の取組方針

○ビジネスマッチングの一層の取組強化を協力して行っていく。

[具体の取組]

- ・関連企業は、鳥取県の企業への訪問、情報の共有に取り組むこととする。
- ・鳥取県側から提案のあった企業の分野に応じた取組策として、関経連が重点的に取り組んでいる「組込みシステム」や「健康・医療」などの産業分野について、鳥取県の受発注拡大のための取組を進めるため、両者の情報共有を緊密にする。

【※「組込みシステム」：特定の機能を実現するため家電製品や機械等に組み込まれる
コンピュータシステムやコンピュータソフト】

- ・鳥取県が成長分野の一つとして関連企業の誘致や部品供給に関する受発注の拡大を図っている航空機産業に関して、関経連が「航空機」分野に絞って取り組んでいる「関西支援機関ネットワーク」(※)の活用を推進する。

【※「関西支援機関ネットワーク」：関経連が国立研究開発法人関西センターと協力し、
公設試験研究機関や産業支援機関が府県の枠を超えて得意分野を連携させ、市場戦略から事業管理まで
を一貫してものづくり産業を支援する体制づくり】

○職業能力開発総合大学校の一部機能移転を契機に鳥取県が高度人材育成の活動の幅を広げる取組に対し、関経連としても更なる協力を行っていく。

- ・高度人材育成プログラムがより良いものとなるように講師確保の仲介
- ・アジアとの人的交流・人材育成を広げる関経連の取組みと鳥取県のタイとの連携拡大の取組の情報交換の促進を図る。

○観光促進のため、関経連企業を中心に鳥取県を関西でのPRやサービス環境の整備について連携強化する。

- ・鳥取県の観光資源（山陰海岸ジオパーク、大山開山1300年など）や交通アクセスなど
- ・広域観光促進のための周遊モデルコースのPR、鉄道フリーパスの利用エリアの拡大、無料Wi-Fi接続サービスなど必要なサービス環境の整備について鳥取県との連携強化

○定期的にこの懇談会を開催し、情報の交換と連携を図っていく。

懲戒免職処分等を取り消す判決への対応について

平成29年 2月23日
行財政改革局人事企画課

飲酒運転(酒気帯び運転)を行った職員に対する懲戒免職処分(平成27年12月24日付)について、平成29年1月20日に鳥取地方裁判所が元職員の訴えを認めて処分を取り消し、これに対して県は控訴せず、判決が確定しました。

1 原処分

非違行為の内容	職員(鳥取県土整備事務所 課長補佐)は、職場の同僚等と私的な懇親会(一次会・二次会)で飲酒后、平成27年12月3日(木)深夜、自家用車を運転して帰宅途中、警戒中の警察車両に酒気帯び運転で検挙されたもの ・飲酒量等:ビール(中ジョッキ1杯)、芋焼酎(水割り2杯)等。 検挙時に0.20mg/ℓを検出(基準値は0.15mg/ℓ) ・その他:検挙時まで事故・その他違反なし
処分内容	懲戒免職等(平成27年12月24日付) ・動機等において、情状酌量の余地なし ・違反報告の遅れなどの加重要素なし

2 判決の概要

判決内容:懲戒免職処分等を取り消す。

<理由>

本件酒気帯び運転は、その悪質性が県処分指針で定めるところの「その他故意によるものとは認め難い場合」に相当するものとして、処分量定は停職にとどめられるべきで、免職処分は重きに失する

- ・処分前提とした事実認定(酒気帯び運転で検挙等)には、双方争いなし
- ・判決は、飲酒運転を原則免職とする本県の処分指針の合理性を認めつつも、二日酔いの場合と同程度に、事案としての悪質性があるとは認め難い場合には停職とすべきと判断
- ・本件事案は、態様・結果において悪質性が低く(アルコール濃度0.2mg/ℓ、酒気帯び状態で約1.1km、5分程度の運転行為、検挙時まで事故・その他違反なし、酔いの自覚が薄い)、処分量定は停職が妥当との判断

3 県の対応

(1) 判決への対応

事実関係について双方に争いがなく、また、飲酒運転を原則懲戒免職とする県処分指針の合理性が認められたことや、処分量定を争点に訴訟を継続し、職員の身分をさらに長期間不安定な状態に置き続けることの妥当性などを総合的に勘案し、控訴しないこととした。

(2) 新たな処分の実施

改めて平成29年2月6日付けで次の処分を実施した。

懲戒処分:停職6月

分限処分:降任(降格)(課長補佐級⇒係長級)

(3) 処分指針の改正の検討

飲酒運転は絶対に許されないものであり、今後も厳正に対処する必要があることから、飲酒運転を原則懲戒免職とする考え方は維持することを基本としながら、今回の判決内容を踏まえ、今後、職員の処分等に係る評価委員会の意見も伺いながら、処分指針の改正を検討する。

<参 考>

【これまでの経過】

日 付	内 容
平成27年12月24日	県が職員（原告）に対して懲戒免職処分等を実施
平成28年2月5日	職員（原告）が人事委員会に対して不服申立て
同年5月10日	職員（原告）が鳥取地方裁判所に懲戒免職処分等取消訴訟を提起
同年6月17日 ～10月26日	この間、計4回の口頭弁論を実施
平成29年1月20日	判決（県敗訴）
同年2月3日	控訴期限
同月4日	判決確定
同月6日	県が職員（原告）に対して新たな処分を実施

【現行の処分指針／飲酒運転関係】

<p>5. 交通事故・交通法規違反関係</p> <p>(1) 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下、「飲酒運転」という。）</p> <p>ア 飲酒運転をした職員は、免職又は1月以上の停職とする。</p> <p>ただし、停職は、前日に飲酒した場合など、飲酒後に一般的に酒酔いが醒めたと判断し得る程度の時間が経過している状況において、酒気帯び運転で検挙された場合（死亡又は重篤な傷害を伴う人身事故の場合を除く。）、又はその他故意によるものとは認め難い場合に限定して適用するものとする。</p> <p>なお、この場合において、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、その処分を加重する。</p> <p>イ 飲酒運転をした者の車に、飲酒の事実を知らながら同乗するなどその行為を容認した職員及び運転することを知らながら酒を勧めたり、事後の隠蔽に関与するなど飲酒運転をほう助した職員についても、免職又は停職とする。</p>

【懲戒免職処分（飲酒運転）の最近の主な判例】※いずれも懲戒免職処分の取消しが確定

決定(判決)日	自治体	事案の概要	理 由
H21. 9. 18 最高裁	加西市	・知人と飲酒後、自家用車を運転 ・事故なし	事故等を伴わないものについて、免職は重すぎる。
H28. 9. 8 最高裁	福岡市	・同僚らと飲酒後、バイクを運転 ・事故なし	飲酒運転の中でも比較的軽い行為。免職は重すぎて違法。
H28. 10. 6 最高裁	山口県 教委	・自宅で飲酒後、自家用車を運転 ・事故なし	呼気中アルコール濃度も低く、事故なし。免職は妥当性を欠く。

第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年2月23日
地域福祉課
環境教育課
行財政改革局
振保課
立境育
興進
健康推進
人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第7回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年2月14日（火） 午前10時30分～11時30分
2 場所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）
3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：大雪対応・町議会等のため東部4町は欠席

4 議事及び協議概要

(1) 国事前ヒアリング結果及び今後の法定手続きについて（報告）

ア 1月25日に、総務省（中核市移行）及び厚生労働省（保健所政令市移行）に係る事前ヒアリングを終えた。中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制、準備状況等を説明した結果、両省ともに特段の疑義や宿題事項なし。

〔主な国からの発言事項〕

- ・移行準備にあたっては、住民サービスの低下を招かないこと。さらに住民サービスや地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。
- ・特に住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。

イ 今後の地方自治法に基づく手続き

鳥取市長が、都道府県の同意を経て国へ申出、国（総務大臣）が中核市指定を行う。

〔スケジュール〕（予定）

- 平成29年2月議会 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒鳥取市議会議決
- 平成29年4月 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」
平成29年6月 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒鳥取県議会議決
- 鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付
平成29年7月 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」
11月頃 中核市指定政令の閣議決定 ⇒ H30.4.1 中核市移行

(2) 事務調整状況及び今後の検討スケジュールについて（説明・意見交換）

今後の主な調整事項について、調整方針や留意事項及び今後の進め方・スケジュール等を確認し、県市で円滑に事務引継を進めていくこととし、専門職員の確保、住民サービスの維持向上、窓口変更等の住民周知、災害時の救急医療対応等についての工夫などの意見交換を行った。

5 主な発言・意見等

- ・限られた専門人材（医師、獣医師、薬剤師、保健師）の中で、県は県、市は市で採用募集しても競合する。年齢構成や職員のキャリアアップの視点からも、移行後の県市間の人事交流を検討しているところであるが、中西部との職員水準の均衡や職員資質の維持のため、採用段階から県市間で連携を図っていきたい。
- ・災害医療等は連携が重要。中部地震や今回の大雪対応等を教訓に、透析患者の搬送など具体的に県市間での役割や連携体制を整えていくこと。連携協約で担保していくことも必要。
- ・広報や窓口変更等の周知は、形式ばった説明会等だけでなく、各種会合やイベントなどいろいろな人が集まる場で発信していくことが必要。関係業界の会合や機関紙等の活用も検討。県市でチラシを作成し広報周知を行う。
- ・移行まで1年。県内部の担当者会議にも県の声掛けで市の職員も参加して、県市で顔の見える連携、スタッフの育成に努めていきたい。

【添付資料】第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料1 中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて
資料2 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況（平成29年2月）
資料3 今後の調整事項及び検討スケジュール

中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて

鳥取市中核市推進局・保健所準備室
鳥取県地域振興部地域振興課

平成30年4月の中核市移行に向け、平成29年1月25日に総務省及び厚生労働省の事前ヒアリングを終えました。今後、地方自治法（以下「法」という。）に基づく中核市移行に係る手続きを進めていきます。

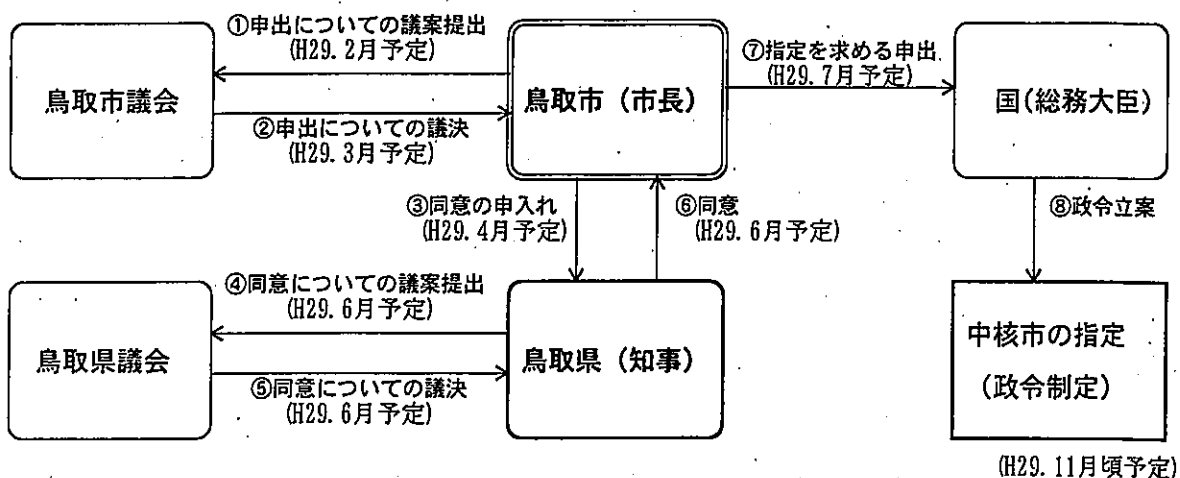
1 国事前ヒアリング結果（国からの主な確認内容）

- 総務省（中核市移行）、厚生労働省（保健所政令市移行）ともに、特段の疑義や宿題事項なし。
- 各省庁からの要請事項は次のとおり
 - ・住民サービスの低下を招かないこと、さらに住民サービス・地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。特に、住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。
 - ・県から市への4町の保健所業務の委託は、広域連携の取組みの先進例としても注目される所であり、引き続き調整を進めていただきたい。
 - ・今後の中核市指定の法定手続きは、平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あることから、他団体とも調整しながら進めさせていただきたい。

2 今後の法定手続き（予定）

- ① H29. 2 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒市議会議決（法252の24②）
- ② H29. 4 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」（法252の24②）
- ③ H29. 6 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒県議会議決（法252の24③）
- ④ H29. 6 県議会議決を経て鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付（法252の24②）
- ⑤ H29. 7 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」（法252の24①）
- ⑥ H29. 11頃 中核市指定政令の閣議決定（H30. 4. 1 鳥取市中核市移行）

【中核市指定の流れ】



中核市移行に係る事前ヒアリング（総務省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後2時～3時30分
- 2 対応者 [総務省] 自治行政局 : 市町村課
公務員部 : 給与能率推進室
- 3 出席者 [鳥取市] 総務部 : 中核市推進局、職員課
健康・子育て推進局 : 保健所準備室
[鳥取県] 地域振興部 : 地域振興課
福祉保健部 : 医療政策課

4 概 要

(1) 鳥取市からの概要説明

市町村合併～特例市移行、中核市移行の表明、目的、保健所設置準備（県東部4町の保健所業務の受託）、保健所施設の整備（暫定施設～駅南庁舎）、県市間の協議、人材確保・職員研修、市議会での推進決議、広報の取り組み、など

(2) 総務省（市町村課）の主な発言

事 項	主 な 内 容
保健所業務（東部4町）の受託、4町の理解	周辺町の保健所業務を含めて受託する例はこれまでにない。広域連携の先進例としても注目度が高く、総務省としてもうまく進めてもらいたい。
窓口の変更	窓口の変更については、住民サービスの低下を招かないよう、住民・事業者の方への十分な周知をお願いしたい。
専門人材の確保等	中核市として独自性を築く部分もあり、県の東中西部とのバランスを統制する部分（統一性）も必要となる。少数専門職の採用にあたっては、派遣支援や人事交流を取り入れるなどして、市と県が連携してうまくやってほしい。

5 その他手続き関係

鳥取市の法定手続きのスケジュールは総務省の予定（夏に大臣申出、秋に政令公布）どおりであり、計画どおり円滑に進めていきたい。

平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あるため、中核市指定申出の時期は、本年夏頃の同時期とするなどの調整をさせてほしい。

中核市移行に係る事前ヒアリング（厚生労働省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後4時00分～4時50分
- 2 対応者 〔厚生労働省〕健康局：健康課地域保健室・保健指導室
- 3 出席者 〔鳥取市〕 健康・子育て推進局：保健所準備室
総務部：中核市推進局
〔鳥取県〕 地域振興部：地域振興課
福祉保健部：医療政策課

4 概 要

(1) 鳥取市からの概要説明

保健所の体制整備の基本方針、政令市施行に係る今後のスケジュール、調整した作業項目とそのスケジュール、施設等の整備計画、組織見直しの概要、職員の配置計画、県内の保健所の配置状況、移譲事務の概要 など

(2) 厚生労働省の主な発言

事 項	主 な 内 容
住民サービスの維持向上	地域保健サービスを低下させないこと、さらに良くなる方向で進めていただくようお願いしたい。
専門職員の確保及び人事交流	他県の中核市でも専門職の確保が難しいと聞いている。大学等への募集や要請、窓口を広げることも必要。
災害対応における県市の連携	広域的な災害の場合、県と市の連携が必要。

鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況(平成29年2月)

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

〈基本方針〉

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

1 これまでの経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされている。

平成26年6月24日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

(市長) 市への移管事務の調査、人材支援、4町との調整に係る県の協力を依頼
(知事) 市長の中核市移行の決意に敬意を表し、県から保健所事務をはじめ多くの権限が移管されることから県としても協力することを表明。4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場を設置することを提案。



東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保



平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成28年8月まで6回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

県から市への移譲事務及び4町への委託事務項目を調整決定し、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施などの協議を重ねてきた。

第6回(28.8.30開催)では、平成29年1月に予定される国(総務省、厚労省)のヒアリングに向け、県と市でこれまでに協議調整した事項を、それぞれのヒアリング項目に沿って確認し、引き続き県・市で調整をしながら個別具体的な項目を詰めていくこととした。また、東部4町住民や関係団体等への説明会の開催、周知広報を適期に、ニーズに応じてきめ細かに実施していくことを確認した。

平成27年3月19日～鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町/市はオブザーバー)

同年7月まで4回開催。住民サービスの維持を前提に、県の東部圏域の保健所業務を市へ委託する案で調整を進めることについて4町の了解を得、県・市協議会に報告。

○現状の県の保健所のサービス水準を維持するため、県東部保健所のあり方を検討。
○東部4町分の保健所業務については、鳥取市に移管する事務と同じ範囲の事務を市に委託する案で検討調整を進めることとし、事務執行体制等について協議を進めることとした。

2 鳥取市中核市移行に向けた調整状況（移行予定日：平成30年4月1日）

(1) 移管・移譲・委託する事務（H28.11.1現在）

法令上、中核市の権能のため、県から市へ移譲する法定移譲事務のほか、住民サービスの視点から、関連して市で事務を行う方が効果的・効率的な知事権限の事務を条例移譲により移譲する方向で、県・市の事務レベルで調整を行った。

また、中核市移行により設置が義務づけられる保健所事務については、これまでどおり東部圏域一体的に処理できるよう、県から市へ委託する。

【分野別移譲事務数及び主な事務項目】

分野	移譲(委託)事務数	主な事務
民生行政	623 (285)	身体障害者手帳の交付・障がい認定、障がい者支援施設等の指定・指導監査、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の定数の決定・研修・指導、幼保連携型認定こども園の設置認可・指導監査 など
保健衛生行政	1,361 (1,364)	保健所の設置、診療所・薬局等の開設届受理・立入検査、飲食店の営業等の許可・監視指導、旅館業・興行場・公衆浴場の営業許可・立入検査、理容所・美容所・クリーニング所の開設届受理・立入検査、感染症対策、精神保健福祉相談、小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援、狂犬病予防対策・犬猫の収容 など
環境行政	419 (410)	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置の許可・立入検査、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可・立入検査、浄化槽の設置等の届出の受理、大気汚染状況の常時監視・公表、ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理 など
都市計画行政	112 (0)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、屋外広告物業の登録 など
文教行政	27 (27)	県費負担教職員の研修、重要文化財に関する現状変更等の許可、文化財の保存状況等に関する報告聴取 など
その他	49 (33)	食品表示に係る事業者立入検査 など
合計	2,591 (2,092)	

※移譲(委託)事務数には、法定移譲事務(1,697事務)に関連して任意に移譲する事務(894事務)を含む。

※下段()は県から市へ委託する4町区域の事務。

※保健衛生行政で市への移譲事務数より委託事務数の方が多いため、特例市権限で現在市において実施している事務(4町分は県実施)について、中核市移行に併せて、県から市へ委託を行うものを含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目であり、今後の法改正等により変更となる場合あり。

(2) 移行後の体制整備

組織・人員体制（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。

① 市の組織体制（国事前ヒアリング説明時点）

ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。

イ 県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所の保健所業務は、市が新設する（仮称）鳥取市保健所で、現在の業務を引き継ぐことを基本とする。

ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

② 市の職員体制（国事前ヒアリング説明時点）

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

H30年4月移行時（市） 約75名（正職員）を増員配置

（市はH30.4までに約25名確保する。県から約50名を職員派遣。

※平成30年4月以降は、市は所要人数の確保に向け、職員の年齢構成等に配慮しつつ職員採用を行うとともに、当該採用分に係る県職員の派遣者数を減員する。）

③ 職員の人材確保（国事前ヒアリング説明時点）

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。 ※住民サービス低下とならないことが大原則

※医師、獣医師、薬剤師など採用の難しい少数職種 of 専門人材の確保。

※東・中・西部の3圏域間の保健所業務の平準化及び住民サービスの維持向上並びに県・市双方の専門職の人材育成の観点から、市において所要職員人数を確保した後も、県市間で専門職の人事交流を実施する。

④ 円滑な事務移管のための職員研修等（国事前ヒアリング説明時点）

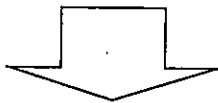
保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

※平成29年度は県東部福祉保健事務所、県東部生活環境事務所に市職員（保健師、事務職等）を研修派遣による受入れを行う。

併せて、短期の研修受入れ・業務引継については、これまでどおり随時対応。

⑤ 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など（国事前ヒアリング説明時点）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。



今後も引き続き、県市間で、平成30年4月の鳥取市の組織・人員体制の整備に向けた調整や、専門人材の育成確保のための県市間の人事交流等、長期的な視点で調整検討を進めていく。

○専門職員の計画採用、人事交流等による研修・スキルアップ

○市職員の県事務所等への派遣研修（長期、短期、随時受入れ）

○市職員が県（現地等）での検査立会、訓練や会議などに随時参加。

(3) 施設・設備等

① 保健所施設

(仮称)鳥取市保健所は、市の新庁舎完成後に市駅南庁舎に設置される予定。

なお、鳥取市の中核市移行(平成30年4月)からそれまでの間は暫定的に下記施設に設置される予定。

部門	現行(～H30.3月)	暫定期間(H30.4～H32.3)	本格稼働(H32.4～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川)	

※暫定期間は、市が県東部庁舎(現東部生活環境事務所部分)を賃貸。

② 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設(環境下水道部内)や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

③ 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

④ 試験・検査備品等

- ・大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡を予定)

- ・検査機器(血液検査用遠心分離機など)、業務関連備品(医療救護対策支部用備品など)

県から市へ譲渡、貸与

- ・事務什器(事務机・椅子・ロッカー等)、災害医療・健康危機管理・原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

県から市へ譲渡(県において引き続き使用するものを除く)

(4) 住民等への周知・広報

① 市の取組

市の中核市移行に関しては、都市制度の概要及び保健所の設置などについての広報に取り組んでおり、中核市移行の気運の醸成にも努めている。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況に応じた広報・情報提供等を行う。

ア 「ミニのぼり旗」による広報

市役所窓口及び金融機関(一部:県東部管内)の本店・支店などの窓口に設置

イ 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

(市民・市職員等約350名参加)

〔日時〕 平成28年11月24日(木) 〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師: 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

ウ その他継続して取り組んでいる広報等

(ア) 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会(地区公民館単位の座談会)、関係機関・各種団体等への概要説明など。

各種基準制定(=例規整備)等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行う。

- (イ) パンフレットの作成・配布
- (ウ) とっとり市報
特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を掲載。
- (エ) 鳥取市公式ウェブサイト
- (オ) ケーブルテレビ等による広報
市長出演、静止画によりお知らせ
日本海テレビ「鳥取市政の窓」～(仮題)鳥取市は中核市へ～(H29.3.20放映予定)
- (カ) 懸垂幕による広報(→市役所:第二庁舎へ設置)
- (キ) モニター(画像放映)による広報(→駅南庁舎等の待合所にて放映)

② 県・4町の取組

ア HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。(各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。)

イ 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。

県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

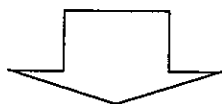
【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。

ウ 関係団体等への説明

関係団体からの要請等に応じ、各種会議等へ県及び市の担当者が出席し、中核市移行に向けた検討の経過、調整状況等について随時説明を行っている。



今後も引き続き、県市4町が協力し、要請に応じ住民や関係団体等に対して、説明の場を持つとともに、引き続き広報紙やホームページ等各種媒体を活用して、準備状況の周知・広報を行っていく。

- 住民説明会の開催(市、4町)
- 関係事業者・団体等への説明
- 広報(市報・町報・県政だより、ケーブルテレビ、TV・新聞など)
- 対象者・事業者等への案内・通知

今後の調整事項及び検討スケジュール

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

1 今後の調整事項と調整方針等

調整事項	調整方針・進め方	留意事項
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、業務の特性に応じ、事務引継（訓練や研修参加等を含む）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正等による追加事務等の把握と円滑な引継。 年度をまたぐ許認可事務等の処理方法を調整し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> 他の中核市（他府県）の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費について具体協議・調整を実施。（H30当初予算要求目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。 県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、審議会の共同設置等の可否など併せて検討を行う。（H29.12月議会目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。 同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品（電算システム）	<ul style="list-style-type: none"> 県から市への譲渡や貸付け等により対応する方向で具体の手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品の有効活用し無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> 東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約案、事務委託規約案等の作成などの具体調整を進める。 窓口変更（30年度以降の県の相談窓口を含む）の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> 各課の事務執行体制（配置人員、専門職員の配置等）について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降の市の職員体制（県から市への職員派遣含む）について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。（H29.12月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 少数専門職種については、人材確保策を検討の上実施する。 県内他圏域との業務水準に差異が生じないように県市間の人事交流も含めて検討。

